

令和 7 年 9 月 22 日
経 済 警 察 委 員 会

経 済 警 察 委 員 会 説 明

警 察 本 部 長

警 務 部 長

刑 事 部 長

会 計 課 長

和 歌 山 県 警 察 本 部

警察本部長説明要旨

委員の皆様方には、日頃より警察活動各般にわたり、御理解と御支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、現下の治安情勢について、8月末の数値により御説明いたします。

刑法犯認知件数は2,527件で、昨年同期に比べ、151件減少しております。

最も件数が多いのは万引きで412件、次いで詐欺が319件、自転車盗が304件で、これらで刑法犯認知件数全体の約4割を占めております。

殺人、強盗、放火などの重要犯罪の認知件数は42件で、昨年同期に比べ、8件減少しており、37件37人を検挙しております。

また、侵入盗や自動車盗などの重要窃盗の認知件数は186件で、昨年同期に比べ、4件増加しており、他府県で認知した重要窃盗事件を含め233件60人を検挙しております。

引き続き、犯罪情勢の変化を踏まえた的確な犯罪抑止対策を推進するとともに、事件検挙を徹底してまいります。

特殊詐欺の認知件数は110件、被害総額は約7億4,000万円であり、このうち、約5割の51件をオレオレ詐欺が占めております。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は77件、被害総額は約7億円であり、極めて深刻な状況です。

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙については、30件20人、また、口座譲渡等の特殊詐欺を助長する犯罪で33件23人を検挙しております。

引き続き、これら詐欺の被害防止のため、水際対策の強化や効果的な防犯指導・広報啓発に努めるとともに、上位被疑者検挙に向けて突き上げ捜査を推進してまいります。

次に、生活安全部門の取締り状況について申し上げます。

ストーカー事案では、ストーカー規制法違反事件で3件3人、他の法令違反事件で7件7人の計10件10人を検挙しております。

生活経済事犯では商標法違反事件等で30件24人を、環境事犯では廃棄物処理法違反事件等で56件53人を、風俗事犯では風営法違反事件等で10件10人を、サイバー犯罪ではインターネットを悪用した犯罪収益移転防止法違反事件等で63件57人を、それぞれ検挙しております。

また、刑法犯で検挙又は補導した少年は、164人となっております。

引き続き、子供・女性・高齢者等の安全を

守る活動や少年の非行防止に向けた活動、県民生活を脅かす悪質な事犯やサイバー犯罪に対する取締りを推進してまいります。

次に、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ対策及び薬物事犯について申し上げます。県内の暴力団勢力は、6組織、約70人となっており、暴力団員及び匿名・流動型犯罪グループについては、60人を検挙しております。

引き続き、これら犯罪組織の検挙、資金源の封圧など各種対策を推進してまいります。

薬物事犯については、125人を検挙しております。

うち覚醒剤事犯が60人、大麻事犯が57人、その他の薬物事犯が8人となっております。

引き続き、薬物事犯根絶に向けた各種対策を推進してまいります。

次に、交通事故情勢について申し上げます。

県内の人身交通事故発生件数は821件で、昨年同期に比べ4件の減少、死者数は22人で、1人の増加、負傷者数は940人で、2人の増加となっております。

本年の交通事故の特徴は、

- 死者のうち、高齢者が約7割を占めること
- 自転車に関連する事故のほとんどに、自転車側にも法令違反が認めら

れること

○ 依然として飲酒運転者による事故が発生していること

などが挙げられます。

県警察では、こうした交通事故の実態を踏まえ、高齢者の事故防止や、良好な自転車交通秩序の実現のために、安全教育や広報啓発、指導取締りを強化するとともに、飲酒運転の根絶に向け、酒類提供店への広報啓発のほか、時間・場所等を考慮した集中取締りを実施しているところであります。

引き続き、更なる安全で快適な交通環境の実現に向け、関係機関・団体等と緊密に連携し、各般の対策に取り組んでまいります。

次に、災害対策について申し上げます。

本年7月30日、県内に津波警報が発表され、県警察では被害防止の措置として、沿岸地域においてパトカーによる避難広報を実施しました。

幸いにして被害はありませんでしたが、本県は、南海トラフ地震による甚大な津波被害が想定されており、安穩とはしてられません。

引き続き、関係機関と緊密に連携し、大規模地震発生や津波発生時の迅速・的確な対応と、県民の安全確保に向けた対策強化に万全を期してまいります。

最後に、太地町の捕鯨をめぐる動向と対策について申し上げます。

本年9月1日の漁解禁日に合わせて反捕鯨

団体関係者約 15 人が太地町を訪れ、出漁状況の監視やイルカ漁廃止を訴える抗議活動、関連施設に対する捕鯨中止の申入れを行っております。

県警察では、太地町特別警戒本部現地警戒所を開設し、24 時間体制の警戒警備を行っています。

引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、対策に万全を期してまいります。

以上が、現下の治安情勢となります。

この後、「条例議案」については警務部長に、「法人の経営状況報告」については刑事部長に、「知事専決処分」については会計課長に、それぞれ説明、報告させますので、よろしく御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

警務部長説明要旨
(議案第 1 2 6 号関係)

議案第 1 2 6 号「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

議案書の 2 3 頁を御覧ください。

これは、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対し、光熱水費等の費用負担を軽減するために支給する「在宅勤務等手当」の新設と、それに伴う通勤手当の調整を定めるほか、フレックスタイム制の導入による「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」に伴う所要の改正を行うため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からの施行をお願いするものであります。

以上で、条例議案についての説明を終わります。

刑事部長説明要旨 (法人の経営状況報告)

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの経営状況について御報告申し上げます。

「法人の経営状況報告書」の 302 頁を御覧ください。

暴力追放県民センターの概況は、資料に記載のとおりでございます。

次に、令和 7 年度事業計画につきましては、304 頁を御覧ください。

令和 7 年度は

- ・暴力団員による不当な行為の予防気運の高揚を図るための広報啓発活動
- ・民間の暴力団排除活動組織の支援
- ・不当要求・暴力団に関する相談活動

等、10 項目を計画しております。

令和 7 年度収支予算につきましては、305 頁を御覧ください。

収入につきましては、科目欄「^{イチ}I 一般正味財産増減の部」の「(1)経常収益」にあります

「経常収益計」
に記載のとおり

2, 866 万 9, 000 円
となっております。

支出につきましては、科目欄「^{イチ}I 一般正味財産増減の部」の「(2)経常費用」にあります

「経常費用計」
に記載の

2, 8 6 6 万 9, 0 0 0 円
となっております。

次に、令和6年度の実績報告につきましては、307頁から311頁までを御覧ください。

令和6年度は、

- ・広報啓発資料や広報媒体等を活用した
広報啓発活動
- ・暴力団員による不当な行為に関する相
談活動
- ・事業者等に対する不当要求防止責任者
講習

等の事業を行い、県下各地で暴力団排除活動を推進いたしました。

次に、貸借関係につきまして御報告いたします。

貸借関係につきましては、312頁を御覧ください。

資産の部^{イチ}につきましては、貸借対照表中の科目欄「I 資産の部」の最終行にあります
「資産合計」に記載のとおり、流動資産及び
固定資産を合わせ、資産合計は

8 億 4 8 6 万 1, 4 9 1 円

となっております。

負債の部につきましては、科目欄「^ニⅡ 負債の部」の最終行にあります「負債合計」に記載のとおり、流動負債及び固定負債を合わせ、負債合計は

6 2 1 万 1 , 8 6 3 円

となっております。

正味財産につきましては、科目欄「^{サン}Ⅲ 正味財産の部」の下から2行目にあります「正味財産合計」に記載のとおり

7 億 9 , 8 6 4 万 9 , 6 2 8 円

となっております。

この正味財産増減の詳細につきましては、3 1 3 頁、3 1 4 頁の「正味財産増減計算書」に、資産及び負債の詳細につきましては、3 1 5 頁の「財産目録」に、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、暴力追放県民センターの経営状況についての報告を終わります。

会計課長説明要旨
(諸報第 4 1 号から第 4 5 号、第 4 8 号から
第 5 0 号及び第 5 5 号関係)

「知事専決処分」につきまして御報告申し上げます。

「地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による知事専決処分報告」の諸報第 4 1 号から第 4 5 号、第 4 8 号から第 5 0 号及び第 5 5 号を御覧ください。

第 4 1 号から第 4 5 号、第 4 8 号から第 5 0 号は、いずれも、警察官の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額につきまして御報告するものでございます。

次に、第 5 5 号は、警察官が道路標識の移設作業を行う際、持っていた脚立が駐車車両に接触し、同車両を損傷させたことに伴う損害賠償の額につきまして御報告するものでございます。

事故の概要、賠償金の額などにつきましては、各諸報に記載のとおりでございます。

以上で、「知事専決処分」についての報告を終わります。